

第26回議会改革特別委員会

日時：平成28年2月15日（月）午後1時00分～午後3時29分

場所：市議会委員会室

1 議会基本条例骨子案について

・「12 定例会の回数及び会期」

議会の通年制については骨子案の検討を一通り終えた後に検討することとし、現時点では骨子案のとおりとすることを確認しました。

・「15 政務活動」

具体的検討項目「政務活動費（視察研修報告書提出のルール）の見直し」及び追加検討項目「⑥政務活動費の用途制限見直し」について、合わせて検討しました。

視察報告書は視察後2週間以内に提出することとし、これを徹底することを確認しました。提出されない場合の罰則は設けないこととしました。

政務活動費の用途については、伊勢市議会政務活動費の交付に関する条例では「会派が行う活動」と規定されており、これを「議員及び会派が行う活動」に見直すべきであるという意見があり、骨子案で「議員及び会派」としている表現との関係も含め、引き続き検討することとしました。

・「20 議会事務局」

骨子案のとおりとすることを確認しました。

・「21 議会図書室」

議会図書室の管理については伊勢市議会図書室規程に定める旨の規定を追加することを確認しました。なお、表現については全体のバランスを考慮することとしました。

2 追加検討項目（A及びC）について

- ・「③請願に対する本会議場質疑の実施」

本会議において、請願紹介議員からの説明の後、質疑を実施することを確認しました。

- ・「④議会ごとの質問者・質問内容、並びに在職期間の通算質問回数等の公表」

議会中継のインターネット配信など、議会広報の手法とあわせて検討する項目であることを確認しました。

3 次回の会議

次回の会議は、平成28年3月25日（金）午前10時から開催することとしました。

配付資料

- ・ 事項書
- ・ 資料1 伊勢市議会基本条例骨子（案）
- ・ 資料2 伊勢市議会政務活動費の交付に関する条例（抜粋）